

社会福祉法人安城市社会福祉協議会広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人安城市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が自主財源を確保することを目的に、本会が発行する広報紙「あんじょう社協だより」（以下「社協だより」という。）の有料広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 広告掲載の対象とする事業者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反する事業若しくは行為を行う者又はそのおそれがある者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）による規制を受ける事業を行う者
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関する事業を行う者
- (4) たばこの製造又は販売に関する事業を行う者
- (5) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(広告掲載の基準)

第3条 前条の規定にかかわらず、その内容が次の各号のいずれかに該当する広告については、広告掲載をしないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題その他これに類する事項についての主義又は主張に関するもの
- (6) 名刺広告
- (7) 本会が広告掲載に係る企業、製品、商品又はサービスを推奨しているとの誤解を招くおそれがあるもの
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 射幸心をあおるもの
- (11) その他会長が広告掲載を行うことが不適當であると認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載の基準は別に定めるものとする。

(広告主)

第4条 広告主は原則として安城市内で事業を営んでいる法人又は個人（以下「広告主」という）とし、安城市外の場合は本会特別会員及び保健・医療・福祉関係に限る。

(広告掲載の申込み)

第5条 社協だよりに広告の掲載を希望する広告主は、広告掲載申込書（様式第1号）を会長に提出するものとする。

(広告審査会)

第6条 広告掲載に関して審査するため広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、次に掲げる事項を審査の対象とする。

(1) 広告の仕様等

(2) 広告掲載を希望する者及びその業種

(3) 前号に掲げるもののほか、広告掲載についての必要な事項

3 審査会の委員長は事務局長を、副委員長は総務課長を、委員は次に掲げる者をもって充てる。

(1) 地域福祉課課長補佐

(2) 総務係長

(3) 企画財務係長

(4) 広報紙事務担当者（企画財務係）

4 委員長は、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 審査会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

7 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

8 副委員長は、審査対象となる事項について予備審査をし、軽易な事項と認めたときは委員長の決裁により、審査会の開催を省略することができる。

(掲載決定の通知)

第7条 会長は、広告掲載の可否が決定したら、速やかに広告主に広告掲載決定通知書（様式第2号）を提出するものとする。

(原稿の提出)

第8条 広告掲載の決定通知を受けた広告主は、広告原稿を自己の負担により作成し、本会が指定した期日までに原稿を提出しなければならない。

(掲載位置)

第9条 広告掲載位置は、裏表紙の下1段とする。

(広告掲載料)

第10条 広告掲載料は、裏表紙1号1枠(縦6.0cm×横5.0cm)あたり、15,000円(税抜)とする。ただし、広告掲載の申込者が本会特別会員の場合については、10,000円(税抜)とする。

2枠の場合(縦6.0cm×横11.0cm)、3枠の場合(縦6.0cm×横17.5cm)とする。

(連続掲載)

第11条 連続して掲載するが、掲載できる号数は、1回の申込みにつき、最長6号分までとする。

(支払方法)

第12条 広告主は、本会の指定する方法により期日までに遅滞なく広告掲載料を納入すること。

(広告の責任)

第13条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第14条 業務上支障があるとき、又は、指定する期日までに原稿を提出しなかったとき、もしくは、広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の還付)

第15条 広告掲載を決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告を掲載できなかったときは、広告掲載料を還付する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定める。

(庶務)

第17条 広告掲載の庶務は、総務課企画財務係において処理する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。